別表一㈢の表中「法人税額の特別控除額（別表六(六)「27」＋別表六(七)「16」＋別表六(八)「10」＋別表六(九)「22」＋別表六(十一)「23」＋別表六(十二)「30」＋別表六(十三)「24」＋別表六(十五)「25」＋別表六(十六)「25」＋別表六(十七)「24」＋別表六(十八)「36」＋別表六(十九)「16」＋別表六(二十)「22」＋別表六(二十一)「13」＋別表六(二十二)「21」＋別表六(二十三)「24」＋別表六(二十四)「12」）」を「法人税額の特別控除額（別表六(六)「25」＋別表六(七)「22」＋別表六(九)「23」＋別表六(十)「28」＋別表六(十一)「24」＋別表六(十三)「25」＋別表六(十四)「29」＋別表六(十五)「24」＋別表六(十六)「35」＋別表六(十七)「10」＋別表六(十八)「22」＋別表六(十九)「15」＋別表六(二十)「21」＋別表六(二十一)「28」＋別表六(二十二)「12」）」に、「リース特別控除取戻税額（別表六(二十六)「31」）」を「額」に、「リース特別控除取戻税額（別表六(二十四)「31」）」を「外国税額（別表六(二)「16」）」を「外国税額（別表六(二)「20」又は別表六(五の二)「16」）」に改める。

別表一の十一㈠の表中「法人税額の特別控除額（別表六の二(三)「27」＋別表六の二(四)「16」＋別表六の二(五)「12」＋別表六の二(六)「21」＋別表六の二(八)「37」＋別表六の二(九)「52」＋別表六の二(十)「42」＋別表六の二(十一)「42」＋別表六の二(十二)「38」＋別表六の二(十三)「38」＋別表六の二(十四)「25」＋別表六の二(十五)「27」＋別表六の二(十六)「17」＋別表六の二(十七)「37」＋別表六の二(十八)「18」＋別表六の二(十九)「22」＋別表六の二(二十)「42」＋別表六の二(二十一)「19」）」を「法人税額の特別控除額（別表六の二(三)「27」＋別表六の二(四)「21」＋別表六の二(六)「37」＋別表六の二(七)「50」＋別表六の二(八)「42」＋別表六の二(九)「24」＋別表六の二(十)「38」＋別表六の二(十一)「43」＋別表六の二(十二)「25」＋別表六の二(十三)「29」＋別表六の二(十四)「27」＋別表六の二(十五)「37」＋別表六の二(十六)「22」＋別表六の二(十七)「22」＋別表六の二(十八)「47」＋別表六の二(十九)「19」）」に、「課税連結留保金額（別表三の二「38」）」を「額」に、「同上に対する税額（別表三の二「46」）」を「額」に、「課税連結留保金額（別表三の二「37」）」を「同上に対する税額（別表三の二「45」）」に、「㉛の25.5％又は23.9％相当額」を「㉛の23.9％、23.4％又は23.2％相当額」に、「法人税額（㉝の25.5％又は23.9％相当額）」を「法人税額（㉝の23.9％、23.4％又は23.2％相当額）」に、「外国税額（別表六の二(二)「12」）」を「外国税額（別表六の二(二)「16」又は別表六の二(二の二)「12」）」に改め、同表の記載要領等四㈠中「第68条の11第12項」を「第68条の11第７項」に改め、「、第68条の14第５項（連結納税の承認を取り消された場合の国家戦略特別区域における機械等に係る法人税額）、第68条の15第５項（連結納税の承認を取り消された場合の国際戦略総合特別区域における機械等に係る法人税額）」を「又は」に、「所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の14第５項（連結納税の承認を取り消された場合の国家戦略特別区域における機械等に係る法人税額）若しくは第68条の15第５項（連結納税の承認を取り消された場合の国際戦略総合特別区域における機械等に係る法人税額）、」を「経営革新設備等に係る法人税額）、」に、「経営革新設備等に係る法人税額）若しくは」を「若しくは所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第６号）附則第110条（連結法人が情報基盤強化設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第18条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の15第５項（連結納税の承認を取り消された場合の情報基盤強化設備等に係る法人税額）」を「㈡中「別表六(二十六)「31」」を「別表六(二十四)「31」」に改め、同表㈢中「「㉛の25.5％又は23.9％相当額　㉟」」を「「㉛の23.9％、23.4％又は23.2％相当額　㉟」」に、「「法人税額（㉝の25.5％又は23.9％相当額）　㊲」」を「「法人税額（㉝の23.9％、23.4％又は23.2％相当額）　㊲」」に、「平成27年４月１日」を「平成30年４月１日」に、「「25.5％又は」」を「「23.9％、23.4％又は」」に、「同日」を「平成28年４月１日から平成30年３月31日までの間に開始する連結事業年度にあつては「23.9％、」及び「又は23.2％」を消し、平成28年４月１日」に、「「又は23.9％」」を「「、23.4％又は23.2％」」に改める。